

仕 様 書

契約No	件名	2021005217	椅子の購入について
業 種	2001木工・家具類		
納入期限	令和3年7月30日(金)		
納入場所	浜松市役所北館1階101・102会議室(アセットマネジメント推進課)		
	浜松市中区元城町103-2(担当者連絡先:053-457-2278)		
目 的	老朽化による更新のため購入するもの。		
品名規格	椅子 オカムラ 8105WC-FSF3		
数 量	64脚		
同等品	可	※オープンカウンター方式見積合せで、記載されている同等品以外のものを提案する場合は、同等品提案票を発注課へ送付し、担当者の了解を得ること。	
	(定義)同等品とは、基本的に金額・品質共に同等以上の製品をいう。		
お問い合わせ先	<椅子の仕様について> ・ スタッキングができるもの ・ 座パッドタイプ ・ 座面、背もたれ色が選択できる場合は青系とする		
	<納品について> ・ 組み立てして納品すること。 ・ 納品前に検品チェックを行うこと。 ・ 納品は担当職員立会いのもと、実施すること。 ・ 契約不適合があった場合は代替品を用意すること。		
	<引き取りについて> ・ 交換した古い椅子の引き取りをすること(同数)。		
		財務部アセットマネジメント推進課庁舎車両グループ 担当 藤田	
		TEL:053-427-2278	FAX:050-3730-0119

■新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件に係る特記事項

納入遅延等に対する入札参加停止措置等の不適用【臨時的特例措置対象】

本件の落札者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響（対象物品等を製造する工場等の休止又は製造規模縮小による遅延、流通停滞、落札者の事業所等の一時閉鎖、落札者従業員等の感染、落札者の判断による感染拡大防止のための営業中止又は勤務形態の変更等）により、対象物品の納入遅延その他契約の履行に支障が生じるとき又はそのおそれがあるときは、速やかに本市（調達課）へ申し出ること。

申出を受け、本市が納入遅延等を新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと認めるときは、落札者に対し、納入遅延等についての入札参加停止措置又は遅延損害金、違約金若しくは損害賠償の請求は行わないものとする。ただし、納入遅延等により本市業務に支障が生じるときは、契約書の定めに基づき催告の上、契約を解除することがある。契約を解除したときは、本市は当該契約解除により落札者に生じた損失を負担しない。

納入遅延等により契約期間その他契約内容等を変更する必要があるときは、落札者と本市が協議して必要事項を定めるものとする。

送信先	課名 : アセットマネジメント推進課	担当 : 藤田
	TEL : 053-427-2278	FAX : 050-3730-0119

同等品提案票

(提案者) 住所又は所在地

氏名又は名称

担当者氏名

連絡先(TEL)

連絡先(FAX)

同等品の 提案期限	令和3年6月7日(月曜日) 午後5時まで		
契約No	件名	2021005217	椅子の購入について
同等品の提案			
同等品の提案に 対する回答期限	令和3年6月9日(水曜日) 午後5時まで		
発注課確認欄	上記の提案について、【了承します。・ 了承しません。】←どちらかに○ 担当者 印		

・同等品提案票は落札候補者のみ、開札後、紙で調達課へ提出となります。